

令和元年5月16日
 農林水産部食品・流通課

津南町産こしあぶらの放射性物質の検査結果について

(5月16日検査分)

津南町産こしあぶらについては、これまでの検査で食品衛生法の規格基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、現在、国の指示により出荷が制限されております。

今年度の状況を把握するために検査を実施した結果、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。今後の放射性物質濃度の水準及び傾向を確認する必要があることから、引き続き検査を実施するとともに、出荷及び食用の自粛要請を継続します。

なお、津南町産こしあぶらは、検査のために採取されたものであり、販売・流通しているものではありません。

県では、県内全域の山菜について、引き続き検査を実施し、その結果を公表してまいります。

【調査概要】

津南町の3地区(下船渡、赤沢、谷内)を検査

(検査機関：(一社)県央研究所)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	こしあぶら	津南町 下船渡	5.6	90	96	検出されず (3.8未満)
2	こしあぶら	津南町 赤沢	3.8	57	61	検出されず (2.4未満)
3	こしあぶら	津南町 谷内	検出されず (3.6未満)	41	41	検出されず (3.4未満)
食品衛生法の規格基準(一般食品)					100	基準なし

注1 カッコ内の数値(「〇未満」の〇)は、検出限界値※です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

なお、県では、県民の皆さんが持ち込む食材の放射性物質検査を実施していますので、必要な方はご利用ください。

持ち込み食材の放射性物質検査に係る県ホームページアドレス

(新潟県庁ホームページのトップから、「持ち込み食材」で検索)

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1332968497612.html>

<山菜の生態等に関する問い合わせ先>
 農林水産部林政課
 電話 025-280-5326(内線3028)

<この記載事項に関する問い合わせ先>
 農林水産部食品・流通課
 電話 025-280-5303(内線2940)

<持ち込み食材に関する問い合わせ先>
 県民生活・環境部県民生活課
 電話 025-280-5135(内線2480)